

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年12月 1 日
津島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会が行う必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、農用地の過半を占める水田を中心に、稲作を主とする土地利用型農業が中心に行われている中、高齢化による農業者の減少や、担い手不足などにより、地域農業の厳しい状況に置かれている。

このような中、農業委員会としては、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消など、農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、農業委員と担当地区で活動する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、法第7条第1項及び第2項の規定に基づき、津島市農業委員会の指針として、推進委員の意見を参考にして具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図ることとされたことから、それに合わせて平成36年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証見直しを行うものとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内農地面積A	遊休農地面積B	遊休農地の割合 B/A
現状 (平成29年7月)	887.2 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (平成32年7月)	882.1 ha	0 ha	0 %
目標 (平成36年7月)	875.3 ha	0 ha	0 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（毎年9月から11月）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（毎年12月から2月）の実施について、1年の内で集中して行う期間と担当区域を定め、農業委員と推進委員はそれぞれの区域についての協議検討を行い、調査の徹底を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

② 利用意向調査の結果を踏まえ農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

③ 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積A	集積面積B	集積率(B/A)
現状 (平成29年7月)	887.2 ha	177.4 ha	20.0 %
3年後の目標 (平成32年7月)	882.1 ha	401.5 ha	45.5 %
目標 (平成36年7月)	875.3 ha	700.3 ha	80.0 %

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積は80%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地利用最適化推進委員会を中心に、地域で担い手への農地集積を推進するための調整等相談業務等を行い、農地集積を推進する。

② 農地の利用調整と利用権設定について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規就農者を平成36年7月までに2人以上確保する。

【目標設定の考え方】

過去の5年間の実績を参考に目標設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県農業改良普及課、農業協同組合、農業委員会が連携し情報提供や就農相談を行うことにより、新規就農を促進するとともに、認定新規就農者制度の活用を促進、各種支援策の活用につなげていく。